

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン

素案（案）

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 位置付けと役割	2
3 対象とする緑・水辺と役割	3
4 対象区域	4
5 計画期間	4
6 構成	4
第2章 現状と課題	5
1 国・東京都・区の動向	5
2 区の概況及び緑・水辺の現状	10
3 課題と方向性	26
第3章 緑・水辺の将来像と目標	29
1 将来像	29
2 目標	29
3 方針	30
4 緑・水辺の将来イメージと配置方針	31
第4章 緑・水辺に関する施策	34
1 施策体系	34
2 施策	36
方針1 地域の魅力を高める緑づくり	36
方針2 地域の魅力を高める水辺づくり	44
方針3 地域の安全を支える緑・水辺づくり	48
方針4 緑・水辺でつなぐ人づくり	52
第5章 推進体制及び進捗管理	57
1 推進体制	57
2 進捗管理	57

第1章 計画の基本的事項

1 策定の背景と趣旨

葛飾区では、平成11年（1999）に「葛飾区緑とオープンスペース基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、区内の緑化、緑の保全、水辺の整備を進めてきました。

前計画の策定から25年以上を経て、区内の緑・水辺を取り巻く状況は、大きく変化しています。

環境面では、地球温暖化に伴う気候変動が進行し、風水害の深刻化、記録的な猛暑の発生、熱中症リスクの増大などの影響が顕在化しています。また、気候変動、緑の減少が、生物生息・生育環境を変化させ、生物多様性に影響を及ぼしています。

人々の暮らしの面では、少子高齢化の進展による社会構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。特に、コロナ禍を経て Well-being の向上（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）が重視されるようになりました。その中で、都市における身近な緑・水辺は、散策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる場として、その価値が再認識されています。

緑・水辺に関連する法令や国・東京都の施策も、この間大きく変化しており、都市の緑・水辺を保全、創出することに加え、その機能を高め、活用していくグリーンインフラ、都市公園や水辺の柔軟な管理・運営など、新たな視点の取組が求められるようになっていきます。また、平成27（2015）年の都市農業振興基本法制定により、都市農地が、これまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと方針が大きく転換されました。

さらに、本区においても、葛飾区基本構想、葛飾区都市計画マスタープラン等を改定し、時代に即したまちづくりの取組を進めています。

これらの環境や社会情勢の変化、公園緑地に関わる法令改正や国及び東京都の政策の動向に対応するとともに、葛飾区都市計画マスタープランにおける「緑と水辺の整備、景観形成の方針」に基づき、緑・水辺に関する将来像や目標、区が講じる具体的施策を明らかにし、区民、事業者、行政の協働により取組を進めていくため、新たな計画を策定するものです。

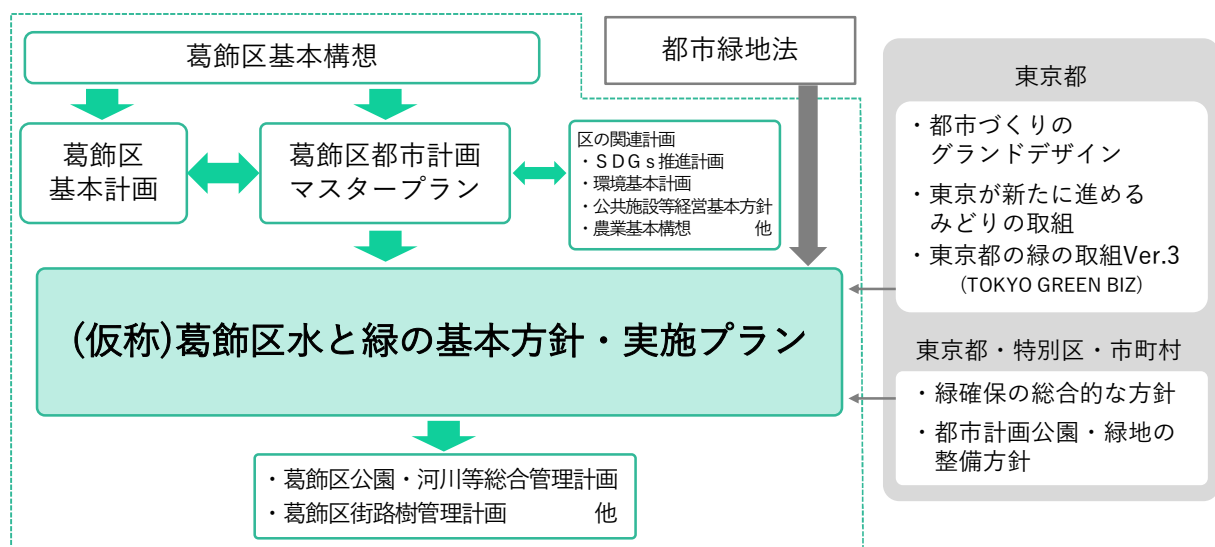
2 位置付けと役割

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するものです。

葛飾区都市計画マスタープランの下位計画にあたり、分野別方針の「緑と水辺の整備、景観形成の方針」に即した計画として、次の3つの役割を担います。

<計画の役割>

- 緑地の保全及び緑化の推進に関する目標を明らかにすること。
- 一定の目標の下、都市計画制度に基づく施策と都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置付けること。
- 緑地の保全及び緑化の推進に対する区民、事業者の理解を深め、区民との協働で取組を進めること。



計画の位置付け

3 対象とする緑・水辺と役割

(1) 対象とする緑・水辺

本計画が対象とする緑・水辺は、都市緑地法第3条に則り、次のように定義します。

- 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）
- これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの
(都市緑地法第3条「緑地」の定義より)

具体的には、公園、道路、河川などの公共施設の緑・水辺に限らず、住宅や商業施設・工場等の敷地における緑、農地、民有の樹林地なども広く対象に含まれます。

(2) 緑・水辺の役割

緑・水辺は、次のような役割を担い、地域の環境、人々の暮らしを支えています。

人と自然が共生する都市環境の形成

- ・二酸化炭素の吸収
- ・大気の浄化
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・緑陰の形成による暑熱緩和
- ・生物の生息・生育環境の保全・形成

(イメージできる写真またはイラスト)

都市の安全性・防災性の向上

- ・地震、火災発生時の避難地や避難路の確保
- ・火災の延焼防止
- ・救援活動、復旧活動の拠点
- ・雨水の貯留・浸透による流出量の調整

(イメージできる写真またはイラスト)

良好な景観の形成、個性と魅力ある地域づくり

- ・四季の変化を実感できる景観の形成
- ・都市のシンボルとなる景観の形成
- ・地域の気候、風土に応じた特徴ある緑の多様性を礎とした地域固有の歴史・文化の形成

(イメージできる写真またはイラスト)

緑の機能を生かすことによる、変化に対応した潤いのある生活空間の確保

- ・様々なレクリエーション活動の場の提供
- ・休養・休息の場の提供
- ・運動・遊びの場の提供
- ・健康づくりの場の提供
- ・地域固有の自然的環境や歴史・文化を学ぶことができる環境教育・生涯学習の場の提供

(イメージできる写真またはイラスト)

4 対象区域

葛飾区全域（34.8 km²）を対象とします。

なお、本区は全域を緑化重点地区としています。このため、本計画に記載する施策は、緑化重点地区における緑化の推進に関する事項を兼ねています。

5 計画期間

計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 27（2045）年度までの 20 年間とします。

進捗状況の確認・評価、社会経済状況の変化、上位計画の動向等を踏まえ、必要に応じ中間見直しを実施します。

6 構成

第 1 章から第 5 章までの主なポイントを記載した構成図を掲載

第2章 現状と課題

1 国・東京都・区の動向

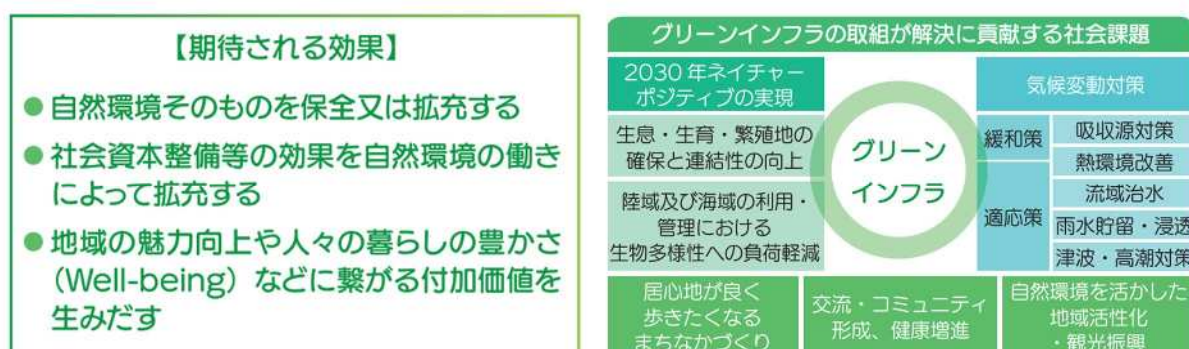
(1) 国の動向

①持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組の推進

グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。

国では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進しています。

SDGs や Well-being 等の新たな社会像の実現に向け、自然の力を生かすグリーンインフラの取組への期待は高まっており、緑の基本計画の策定時に、地域の課題（例えば、雨water流出抑制、暑熱対策、生物多様性確保、ゼロカーボン、健康増進、にぎわい創出など）の視点から、グリーンインフラの考え方を取り入れていくことが求められています。



グリーンインフラに期待される効果と、取組が解決に貢献する地域の課題

出典：国土交通省 グリーンインフラ実践ガイド PR 版

②都市公園や水辺空間の柔軟な活用

近年、都市公園や水辺空間などの公共空間を官民連携で柔軟に活用する取組が広がりをを見せています。

令和4(2022)年に公表された『『都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会』提言』では、都市公園は、個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められており、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきであるとの考え方が示されました。

水辺空間についても、地域の合意を得たうえで、民間事業者による営利活動等の利用が可能となる「河川空間のオープン化(利活用の推進)」が全国に広がっています。また、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組である「かわまちづ

くり」の支援制度が平成 21（2009）年に創設されました。全国で取組が進む中、計画作成に民間事業等が参画できるよう、支援制度が改定され、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携して河川空間を活用する取組が広がっています。

③都市農地の位置付けの転換

平成 27（2015）年の都市農業振興基本法の制定及び平成 28（2016）年の都市農業振興基本計画閣議決定を受け、都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置付けが大きく転換されました。

これを受け、緑の基本計画の対象となる緑地の定義に農地を含むことが明記され、生産緑地地区に定められた農地をはじめ、良好な都市環境の形成に係る農地の保全に向けた取組を、計画に位置付けることが求められています。

（2）東京都の動向

①「緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを大原則とした取組の推進

東京都は、「都市づくりのグランドデザイン」（平成 29 年 9 月）及び「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年 5 月）において、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを大原則として、今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出していくことを示しています。

「東京が新たに進めるみどりの取組」では、実現に向けた方針として、緑のネットワークの充実を図る、農的空間を都市の中の魅力のある貴重な資源として活用することなどを示しています。

②東京グリーンビズ（東京都の緑の取組）

「東京グリーンビズ」は、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、令和 5（2023）年 8 月に東京都が始動した 100 年先を見据えた緑のプロジェクトです。

100 年先を見据えて「自然と調和した持続可能な都市」を目指すこと、既存の取組を強化し「まもる」「育てる」「活かす」の 3 つの観点で取組を進めることが示されています。



東京のみどりを「まもり」「育てる」「活かす」取組

出典：東京都の緑の取組 Ver.3（東京グリーンビズ）

(3) 区の動向

「葛飾区都市計画マスタープラン」(令和5年12月)をはじめとする上位関連計画に示されている主要な動向を示します。

①自然災害に対応したまちづくり

葛飾区は、地形の面から地震、水害のリスクが高い地域があることを背景に、自然災害等の発生時にも、必要な都市機能を維持し、道路や公園などの都市基盤の損壊や建築物の倒壊、浸水被害などを現在よりも軽減できるよう、平常時からの防災都市づくりを進めることが必要とされています。



様々な自然災害に対応し、被災を繰り返さないまち

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

②水辺の活用

誰もが憩える身近な公園や、特色ある公園、親しみやすい水辺空間の整備を進めると、特徴的な街並みや市街地における小さな緑の創出により、ヒューマンスケールにも配慮した景観形成を誘導するなど、魅力的な都市環境が広がるまちをつなげる取組が求められています。



誰もが親しめる、河川や緑豊かな都市環境が広がるまち

出典：葛飾区都市計画マスタープラン

③気候変動への適応

東京の年平均気温は、100年あたり2.5℃上昇しており、21世紀末には猛暑日、熱帯夜の増加や、日本付近の台風強度が強まること、台風に伴う降水量が増加することなどが予測されています（東京管区气象台「東京都の気候変動」（令和4年3月）より）。

これに伴い、熱中症・感染症などの健康被害への対策、都市水害への対策といった気候変動の影響に備える対策の必要性が高まっています。

④生きものの共生

水と緑を基調とした空間は、都市における生物の生息・生育空間としての役割を担っています。

区内に今なお残っている自然環境の適切な維持・管理により生態系を守り、公園の整備や水辺の管理において、生物が生息・生育できる環境の形成に配慮することが求められています。

⑤緑・水辺の適正な管理・改修

公共施設等の効果的・効率的な活用を図り、将来世代に良好かつ適正に引き継いでい

くことができるよう、適切にマネジメントをしていく必要性が高まっています。

公園に関しては、ストック効果の向上、民間との連携などの観点を重視し、量の整備から質の向上に向けて取組を進めること、街路樹に関しては、質の向上により、緑の機能・効果が発揮できる道路植栽への改善を図っていくことが必要とされています。

⑥花いっぱいのもちづくり

区民と区が協働し、駅前広場や沿道など、まちを花と緑で彩る「花いっぱいのもちづくり活動」を進めています。

平成 26（2014）年 9 月には、「かつしか花いっぱいのもちづくり協議会」が発足し、区民、団体、事業者及び区が、相互に連携・協働のパートナーとなり、花いっぱいのもちづくり活動の拡大や活性化に向けて取り組んでいます。

令和 7（2025）年 1 月 1 日現在、区内では、166 か所で 146 団体が花いっぱいのもちづくり活動に取り組んでおり、その数は年々増加しています。



花いっぱいのもちづくり活動の様子

出典：葛飾区 HP あなたも、かつしか花いっぱい活動に参加しませんか？

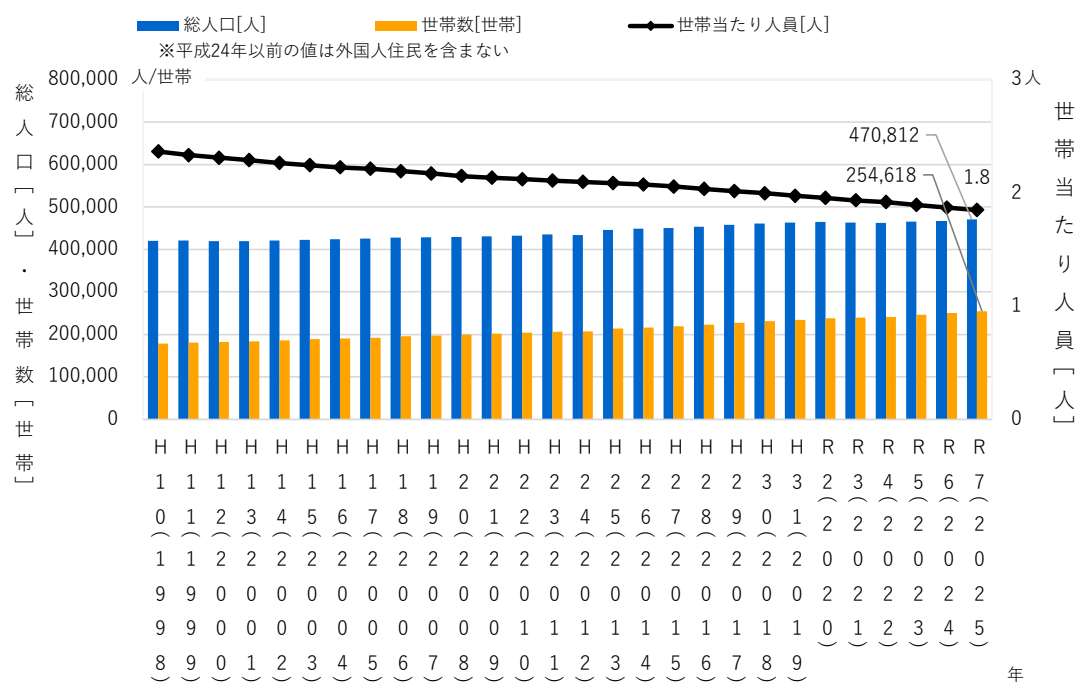
2 区の概況及び緑・水辺の現状

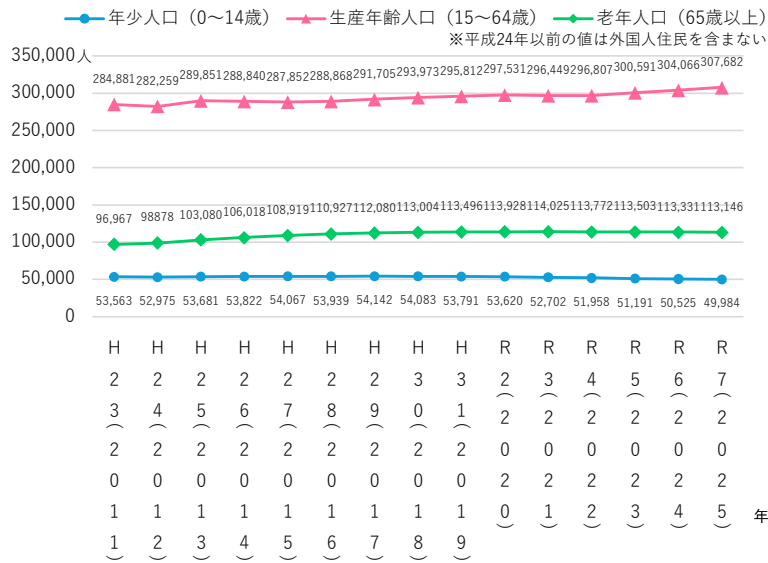
(1) 区の概況

①人口

葛飾区の人口は、令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、470,812 人で、世帯数は 254,618 世帯、世帯当たり人員は約 1.8 人です。人口は、前計画が基準とした平成 10（1998）年 4 月 1 日から、約 12%増加しています。

年齢 3 区分別人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 27（2015）年以降増加傾向ですが、年少人口（15 歳未満）は平成 29（2017）年以降減少しています。東京都全体や特別区部と比較すると、年少人口（15 歳未満）の割合は同程度ですが、生産年齢人口（15～64 歳）の割合はやや低く、老年人口（65 歳以上）の割合はやや高くなっています。





総務省から令和 7 年 1 月 1 日現在の人口推計が公表された段階で、年齢 3 区分別人口構成比の国・都・特別区・葛飾区比較を更新し掲載

年齢 3 区分別人口の推移

出典：葛飾区の世帯と人口を基に作成

年齢 3 区分別人口構成比の比較

出典：以下を基に作成

総務省統計局 人口推計（2025 年（令和 7 年）1 月 1 日現在（確定値））
 東京都 住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和 7 年 1 月 1 日現在）
 葛飾区の世帯と人口（令和 7 年 1 月 1 日現在）

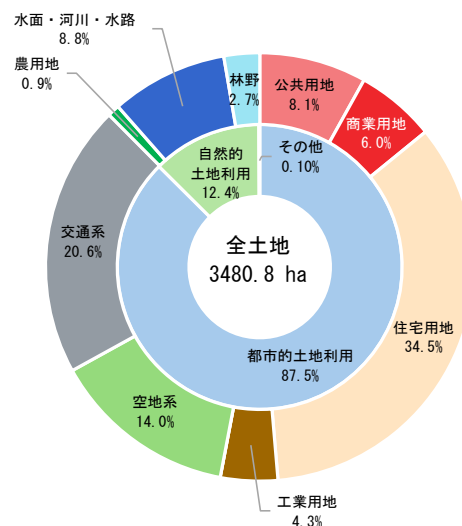
②土地利用

公共用地、商業・住宅・工業用地や公園・運動場などの都市的土地利用が 87.5%を占め、12.4%が農用地や河川等の水面、河川敷などの自然的土地利用となっています。

土地建物用途分類別に見ると、住宅用地が 34.5%と最も多く、次いで道路、鉄道等の交通系が 20.6%、公園・運動場等、未利用地等の空地系が 14.0%となっています。

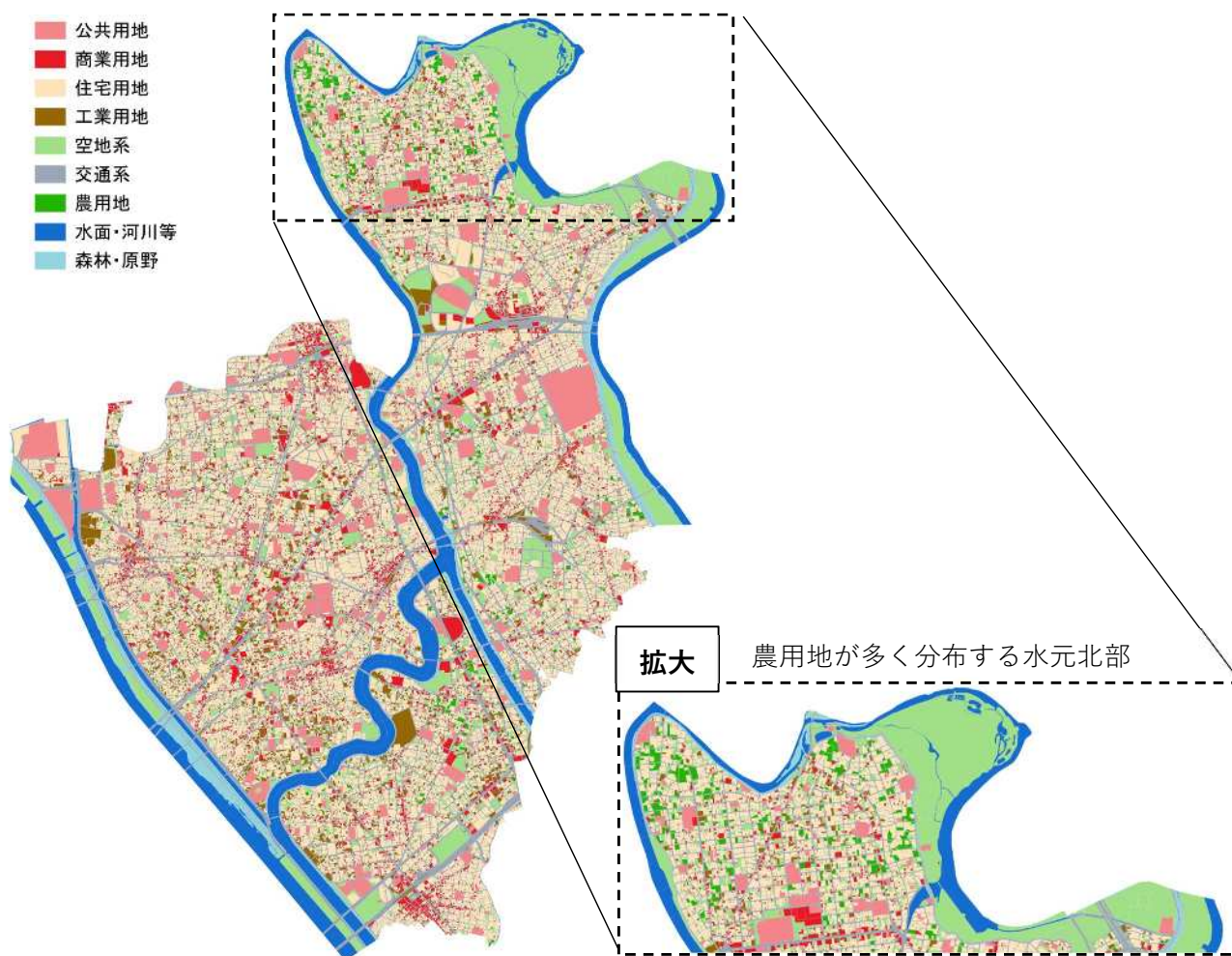
農用地は水元北部に多く、柴又や奥戸などの一部地域に点在しています。

区の縁辺部や河川沿いに、大規模なオープンスペースとなる水元公園や河川敷が見られます。



土地利用の割合

出典：土地利用現況を基に作成



土地利用現況

出典：葛飾区都市計画マスタープランを基に作成

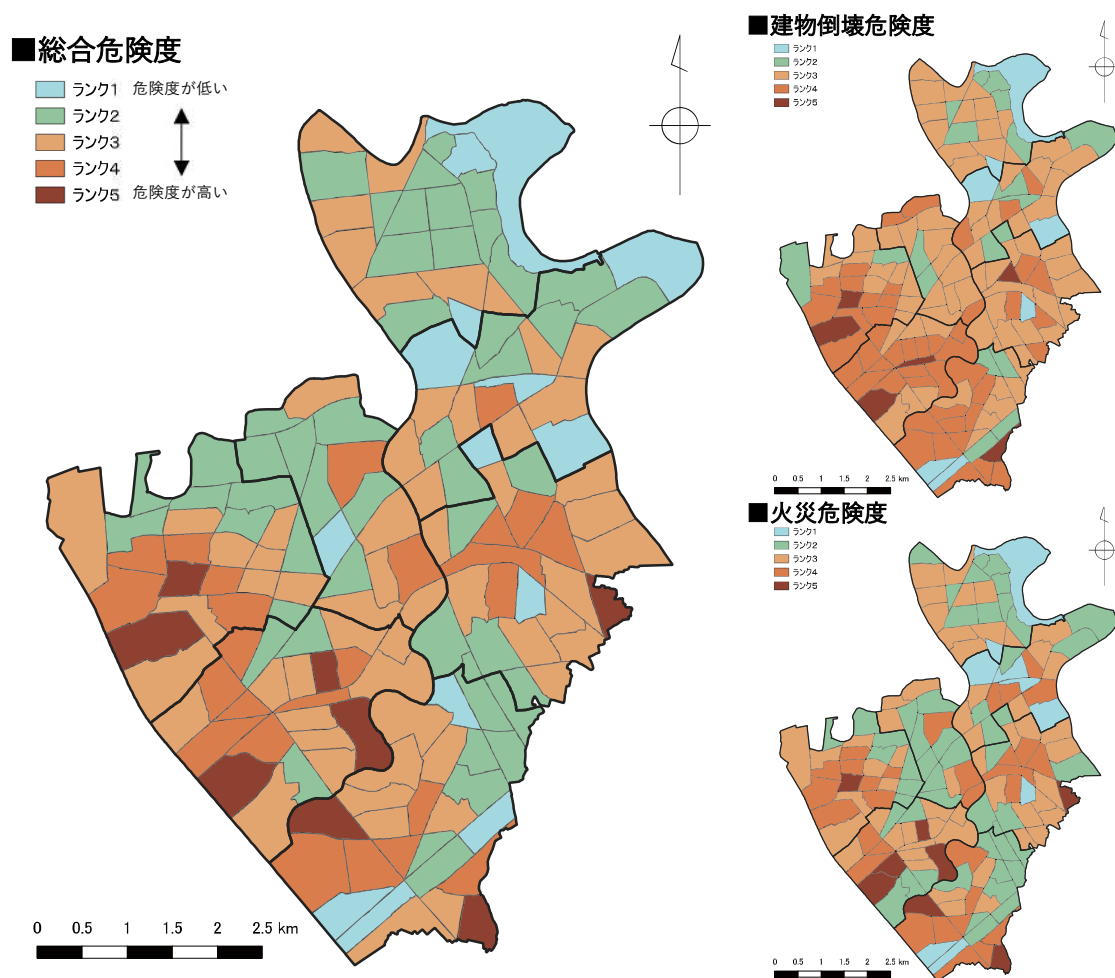
③地勢と災害リスク

ア 地震の危険度

葛飾区は、戦後復興期から高度経済成長期において、都市基盤が十分整備されないまま市街化・高密度化が進行・形成された木造住宅密集地域や、地下水位が高く、砂を多く含んだ比較的ゆるい地盤が液状化する可能性の高い地域が存在します。

地震に関する地域危険度測定調査（東京都）では、5段階評価で危険度が高いランク4、5を含む地域が未だ残っており、特に古い木造住宅が密集している荒川沿いの地域は、建物倒壊危険度、火災危険度ともに高い状況です。

街路樹による延焼防止、避難スペース、応急活動の場となる公園や農地等のオープンスペースといったグリーンインフラの整備・活用が必要とされています。



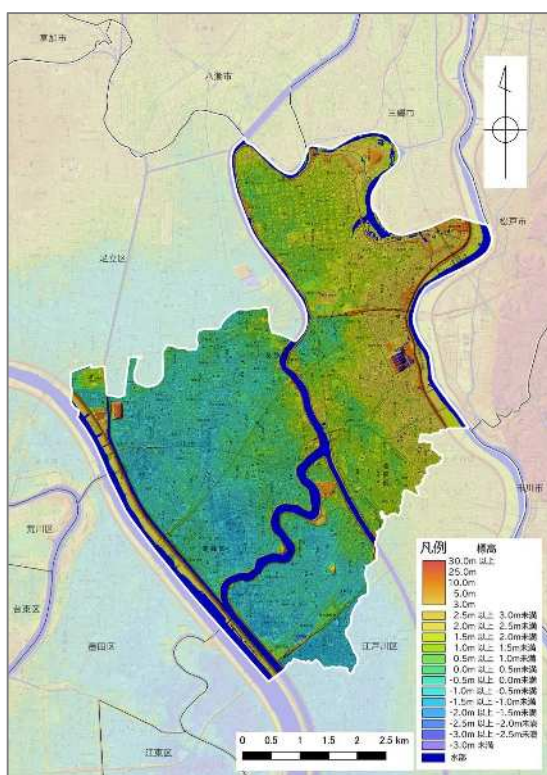
地震に関する地域危険度

出典：東京都 地震に関する地域危険度測定調査（第9回）

イ 地形と水害リスク

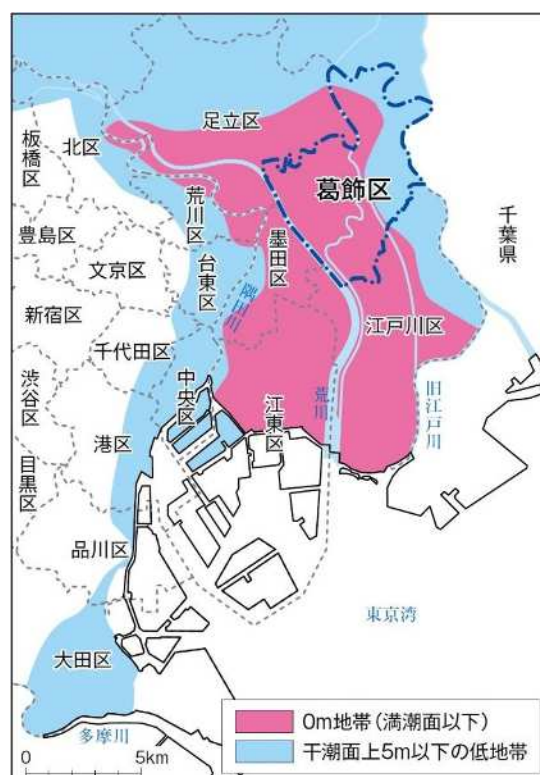
葛飾区は、荒川、中川、江戸川といった大きな河川に囲まれた低地に位置し、標高は北東部の高いところで3 m前後、南西部には0 m以下の地域が分布しています。このため、集中豪雨などによる内水氾濫や河川水位の上昇、高潮など、浸水被害が発生しやすい地域とされます。

しかし、雨水の地下浸透が困難な低地帯であり、特に内水氾濫による浸水被害軽減の観点から、雨水の一時的な貯留場所となる公園や農地などの重要性が高まっています。



葛飾区の標高

出典：国土地理院 デジタル標高地形を基に作成



東京の低地帯分布状況

出典：葛飾区史

(2) 緑・水辺の現状

①葛飾区の緑と水辺の成り立ち

東の下総台地と西の武蔵野台地に挟まれた東京低地に位置する葛飾区には、中川や江戸川など多くの川が流れています。その豊富な水を使って、江戸時代に畑や水田で農作物をつくる農村地帯として発展し、葛西用水、現在は水元公園の一部となっている小合溜井を水源とする上下之割用水をはじめ、農地に水を供給する用水路が整備されました。

明治時代から大正時代になると、河川を使う大きな工場が建ち始め、工業も発展しました。その後、昭和時代にかけての鉄道整備、関東大震災後及び高度成長期の人口増加などを背景に農地の宅地化が進みました。また、産業化、人口増加により悪化した環境を改善するために進んだ下水道整備に伴い、役目を終えた農業用水が埋め立てられましたが、その一部は親水公園や緑道・コミュニティ道路に生まれ変わり、緑豊かな空間を創り出しています。

近年では、企業が地方や海外へ工場を移転・統合することで生じた工場跡地に、大学、商業施設などを整備するまちづくりが区内各所で進み、そのなかで公園整備も行われ、区内最大の区立公園である葛飾にいじゅくみらい公園や、水辺と一体的な整備を行った東立石緑地公園のほか西新小岩五丁目公園（愛称：モンチッチ公園）など、様々な公園が整備されています。



②緑の量

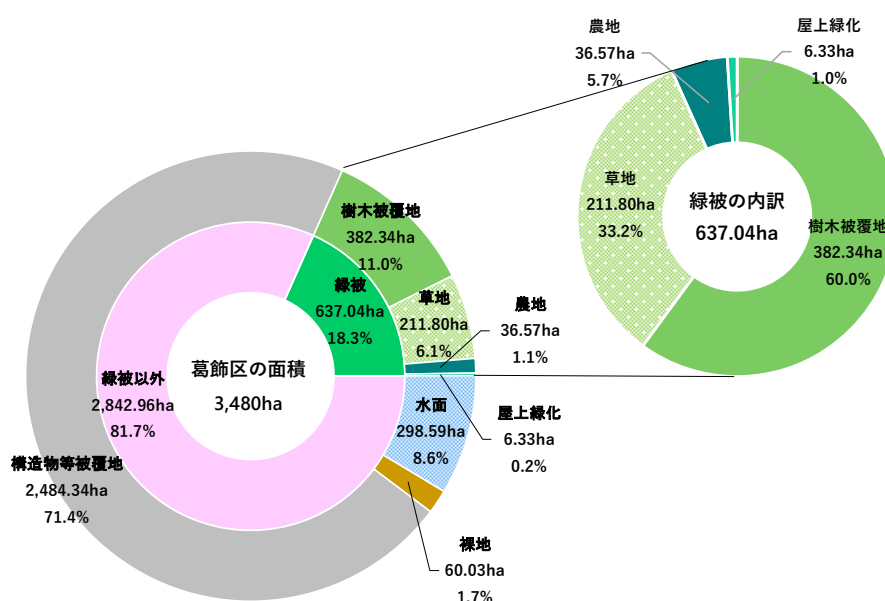
葛飾区の緑被率は18.3%で、緑被面積は637.04haです（葛飾区緑被率・みどり率調査報告書 令和4年3月）。

緑被面積のうち、60.0%を樹木被覆地が占め、草地が33.2%、農地が5.7%、屋上緑化が1.0%となっています。

緑被率は前計画策定時（平成11年6月）の14.5%から3.8ポイント、緑被面積は約130ha増加しています。

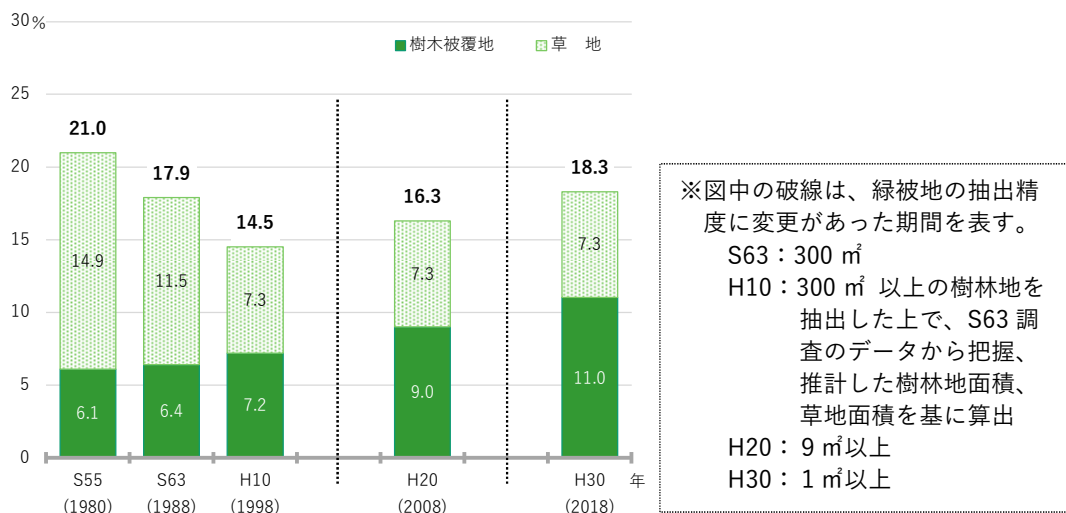
また、みどり率※は28.5%で、対象地の面積は約990haとなっています。

※みどり率：緑被率（区全体の面積に対する「樹木被覆地」「草地」「農地」「屋上緑化」の緑で覆われた部分の面積の割合）に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもの



葛飾区の緑被等の内訳

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成



緑被率及び内訳の割合の変化

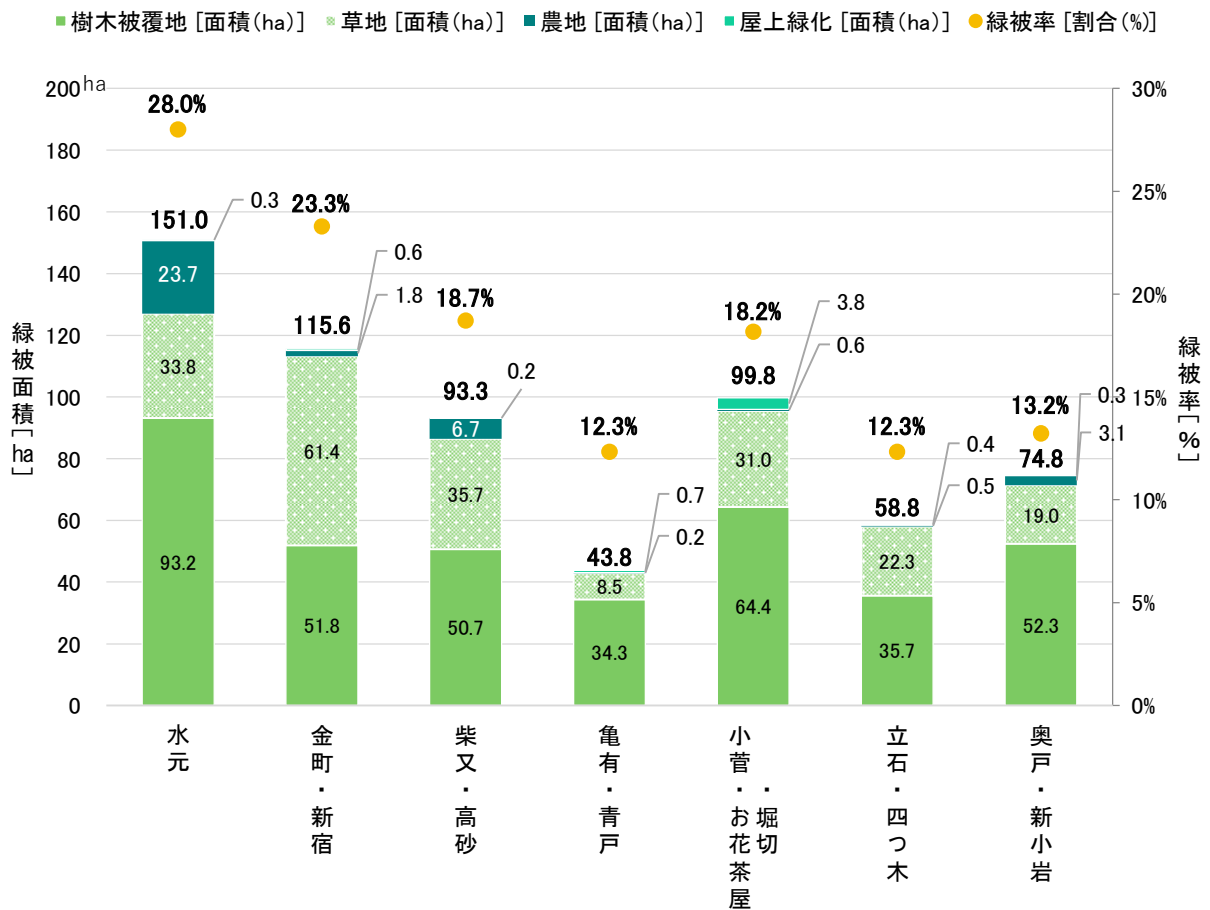
出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

土地利用を踏まえて葛飾区を7地区に分け、地区ごとの緑の量をみると、緑被率は水元公園や農地の多い水元地区が最も高く、次いで区内最大の区立公園である葛飾にいじゅくみらい公園が立地する金町・新宿地区、柴又・高砂地区の順となっています。

地区ごとで緑被率の差が大きく、最も高い水元地区と最も低い亀有・青戸や立石・四つ木の各地区の数値差は2倍以上となっています。

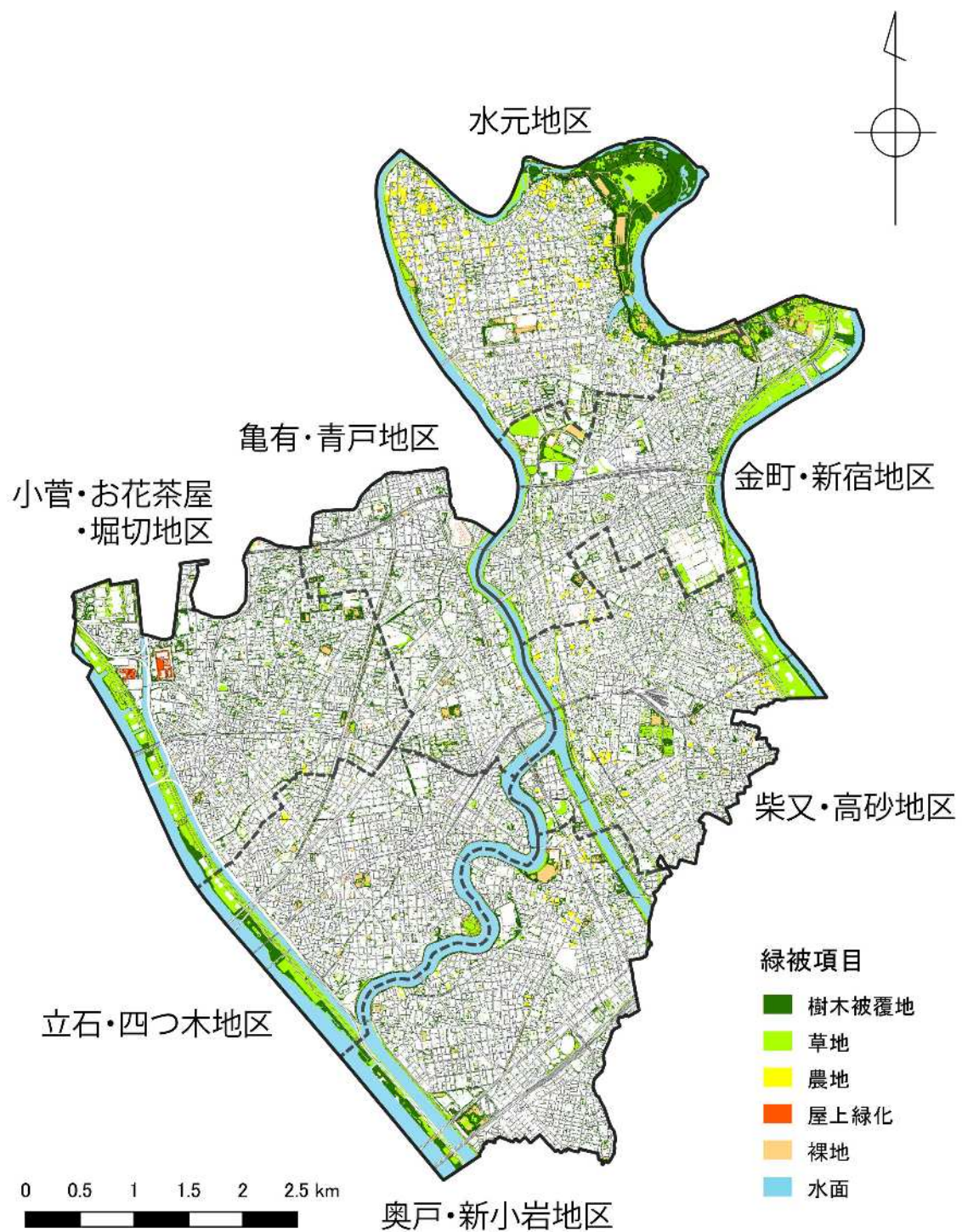
「葛飾区緑被率・みどり率調査」(令和4年3月)では、緑被地の抽出精度の向上に加え、樹木の生長に伴う樹冠の拡大が緑被の増加に寄与していることが確認されています。

地域の特性に応じ、宅地での樹木育成や1本でも多い植栽など、緑化を促進していく必要があります。



地区別の緑被地面積の内訳

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成



葛飾区の緑被地等の分布

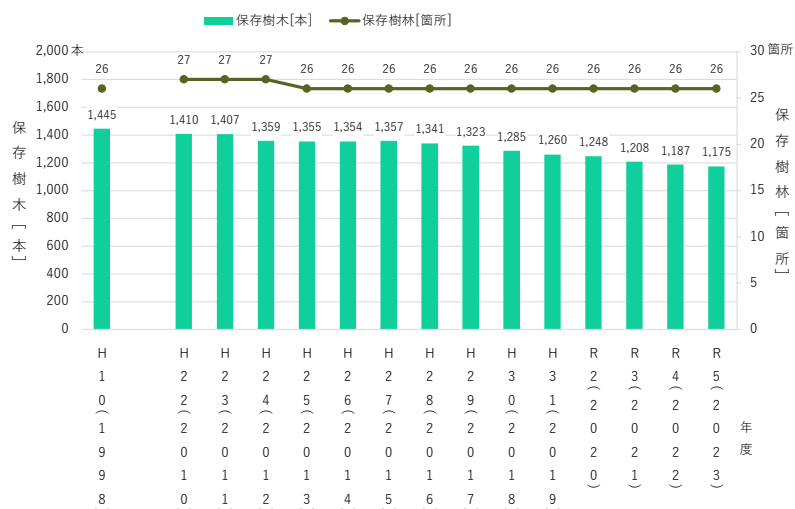
出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

③緑の保全

ア 保存樹木・保存樹林

葛飾区では緑を保存するため、大きな樹木を保存樹木に、まとまった面積をもつ樹林を保存樹林に指定し、維持費の一部に補助金を支給しています。令和 5（2023）年度末時点の保存樹木は 1,175 本、保存樹林は 26 箇所 35,490 m²で、保存樹木数は減少傾向にあります。

保存樹木減少の要因は、宅地化による伐採や維持管理の負担、老木化による危険性の増大などと推測でき、開発時の保全や維持管理への支援拡充等が必要です。



保存樹木数・保存樹林箇所数の推移

出典：葛飾区環境課資料を基に作成

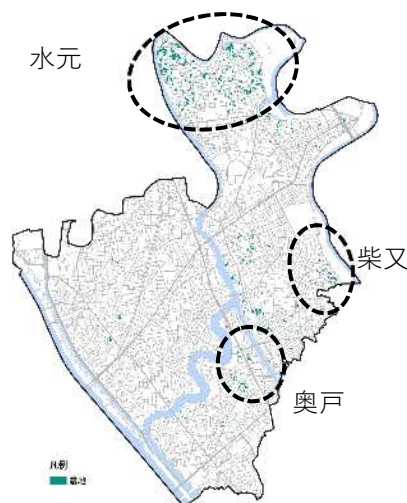
イ 都市農地

葛飾区では、戦後まで農業が盛んに営まれてきましたが、昭和 40 年代以降、都市化・宅地化が進行し、農家数・農地面積とも急激に減少しました。

令和 5（2023）年度末時点の区内農家数は 152 世帯、農地は約 33ha で、水元・奥戸・柴又を中心に農業が行われています。

生産緑地地区への指定により農地の保全を推進してきましたが、現在の生産緑地地区は約 24ha で、前計画策定時から約 8 ha(約 25%)減少しています。生産緑地地区のうち約 20ha が特定生産緑地に指定されています。特定生産緑地の指定状況に関する調査結果（令和 4 年 12 月末時点）によると、平成 4（1992）年に指定された生産緑地面積のうち、およそ 95%が特定生産緑地に移行しています。

引き続き生産緑地地区の特定生産緑地への移行を働きかけていくとともに、農業振興施策を通じた営農支援による都市農地の維持等の保全



農地の分布

出典：葛飾区の土地利用を基に作成

方策が必要です。

ウ 風致地区

水元公園、江戸川及びその周辺の約 323ha を対象として、緑や水辺など良好な自然的景観を維持する目的で「江戸川風致地区」が指定（昭和 5 年）されています。

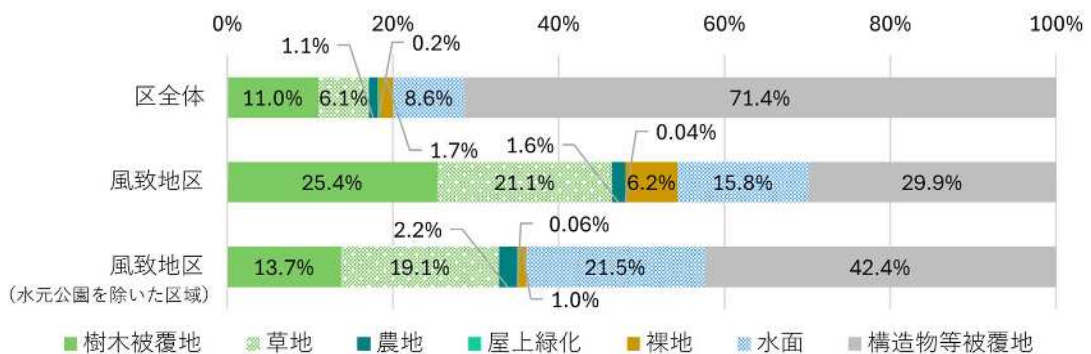
風致地区内に水元公園（96.6ha）を含み、農地・屋敷林・寺社林が点在することから、地区内の緑被率は 48.1% ですが、水元公園を除いた区域は 35.1% となっています。

地区域内の一部では、農地の減少、敷地面積の小さい住宅の建設により、地区内・外で外観に大きな差がない場所も生じており、詳細な現状把握に基づく対応策の検討が必要です。



風致地区内の緑被状況

出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成



区全体と風致地区内の緑被の比較

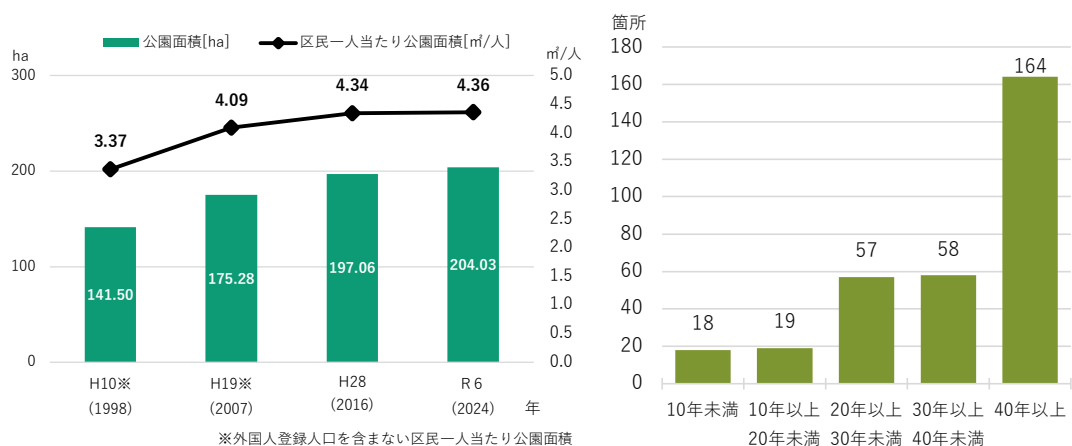
出典：葛飾区緑被率・みどり率調査報告書を基に作成

④緑化

ア 公園の整備状況

区内の都市公園等は、317 箇所、総面積 204.03ha であり、前計画策定時から 35 箇所、62.53ha 増加しています。区民一人当たりの公園面積は 4.36 m²と前計画策定時から約 1 m²増加しています。河川敷や水辺の公園、工場移転跡地での公園整備など、比較的大規模な公園が開設されたことが面積増加の要因となっています。

近年は、既設公園における防災設備の整備、施設の再生（老朽化対策、バリアフリー化等）などに移行していますが、開園後 40 年以上経過している公園が約半数を占め、既設公園の老朽化対応が必要となっています。また、開園時に植えた樹木が育ち、老木、枯損木も増えており、対策が必要となっています。



公園面積、区民一人当たり公園面積の推移

出典：葛飾区の世帯と人口（各年 4 月 1 日現在）
葛飾区公園課資料を基に作成

開園からの経過年数ごとの

公園等(区立)箇所数

出典：葛飾区公園課資料を基に作成

イ 街路樹

区道には約 9,000 本の高木が街路樹として植栽されています。また、水路跡地を中心に中低木が配植された緑道が整備されています。

区では近年、樹木点検・診断、生育環境の改善、樹形の再生など取組を推進していますが、狭い植栽空間や強剪定等による生育不良や樹形の乱れ、老齢化に伴う幹折れや倒木の危険性の増大、根上がりによる舗装の損傷などの課題が顕在化しており、今後も街路樹の健全な生育に向けた取組の継続が必要です。



樹木の根上がりや凸凹になった歩道の舗装

出典：葛飾区街路樹管理計画



根腐れが起因し、倒木した桜

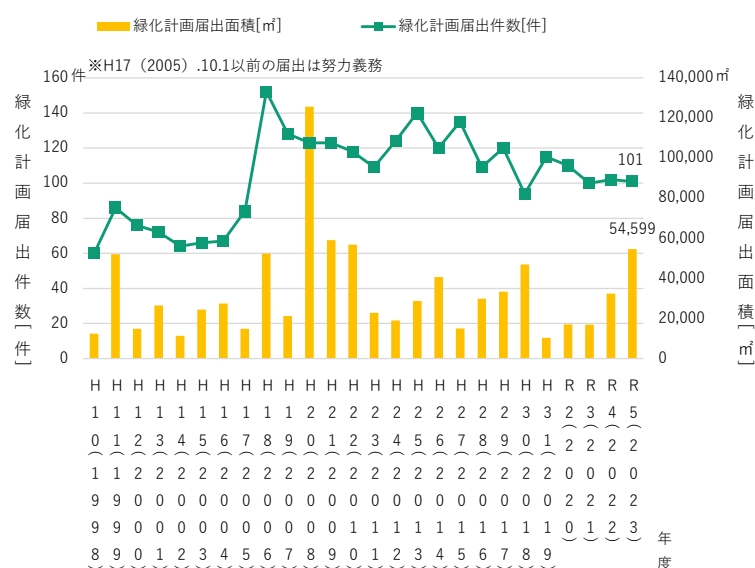
出典：葛飾区資料

ウ 建築行為等による緑化

葛飾区では、緑化を推進し良好な環境を実現するため、一定面積の敷地内で建築行為等を行う場合は葛飾区緑の保護と育成に関する条例に基づき、緑化と緑化計画の届出を義務付けています。

前計画策定時から令和5年度までに86.7haの緑が創出されました（計画届出面積ベース）。

緑化計画は緑化の推進のために重要な制度であり、適切な運用の継続が必要です。また、グリーンインフラの取組の一つである雨庭など、緑化と雨水流出抑制の連携による緑化という観点も重要です。



緑化計画の届出件数、面積の推移

出典：葛飾区環境課資料を基に作成

エ 緑化に対する補助

民有地の緑化推進のため、生垣造成、屋上緑化・壁面緑化に対する補助を実施しています。

昭和58(1983)年度～令和4(2022)年度に創出された生垣は約7900mですが、9割以上が平成19(2007)年度以前の実績であり、過去5年間は平均28.6m/年となっています。

区役所に屋上緑化見本園を設置し、普及啓発を促進していますが、近年の補助活用は低調な状況であり、民有地の緑化推進のため制度の活用促進が必要です。



生垣造成例

出典：葛飾区 HP 生垣造成の補助

⑤水辺

ア 水辺の保全

葛飾区では、自然環境の保護と回復を図るため、「自然保護区域」「自然再生区域」を指定し、水辺の自然環境や動植物の生息環境を保全しています。

また、水元小合溜では、高度経済成長期後の水質悪化、護岸整備による湿生植物の減少などの問題解決のため、水質改善事業を実施し、現在は環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。

さらに、自然保護区域でもある大場川は、「利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画（東京都管理区間）」に基づき、堤防の強化を図るとともに、生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全を進めることとなっています。

これらの水辺は、生物多様性の重要な拠点として、引き続き保全または再生を図るための管理に取り組む必要があります。



大場川中州

出典：葛飾区 資料

イ 水辺の活用

区内には、5箇所の船着場が整備されています。平常時は舟運や観光を目的とした水上バスや屋形船などの発着場として、災害時は被災直後の傷病人の医療機関への搬送などの緊急経路、応急対策期の水・食料や医療物資等の物資輸送経路、復旧期の帰宅困難者の帰宅支援等の移動経路としての役割を担います。

また、中川七曲りの兩岸では、テラス整備とテラスへの照明設置などを行い、緑道公園として開放しています。

令和5（2023）年8月には、水辺の活用推進に向け、高砂橋から上流におけるテラス整備などの実現に向けて、中川沿川地域の各団体で構成する「中川かわまちづくり協議会」と葛飾区の連名で「葛飾中川かわまちづくり計画」の登録申請を行い、国土交通省のかわまちづくり支援制度に登録されました。

高砂橋以北への水辺の散策路の連続的な整備やイベント等による、まちと川が一体的となったまちづくりを進め、回遊性の向上につなげることを計画しています。



整備イメージ（拠点整備箇所）



整備イメージ（水辺の散策路）

出典：葛飾区 HP 葛飾中川かわまちづくり計画について

⑥区民の活動

葛飾区では、花いっぱいのまちづくり活動、公園等の自主管理など、緑、花、公園に関わる区民協働を幅広く展開しています。

また、公益社団法人葛飾法人会が主催、葛飾区後援で行っている「東立石緑地公園で中川に親しむ会」や、荒川を活動場所としてごみ拾いイベントを実施している荒川クリーンエイドなど、水辺においても協働の取組が行われています。

近年の課題として、担い手の高齢化が進んでおり、活動継続のための環境づくりや参加者のすそ野の拡大が必要となっています。

取組名	活動内容	活動実績等
花いっぱいのまちづくり活動	駅前広場や道路、公園など多くの人が行き交う場所が花で彩られるよう、町会や地域団体、商店会などが花壇づくりに取り組んでいる。	166 か所・146 団体 (R7.1.1 現在)
葛飾区緑化推進協力員制度	自主的ボランティアとして緑化に関する知識の普及、啓発に関する実践活動を行うほか、区民と協力した緑化活動、区の事業への参加・協力制度。	定員 65 名 (任期 2 年)
グリーンバンク登録制度	自宅の増改築などで伐採せざるを得なくなった樹木を、区が引き取りグリーンバンク（緑の銀行）に仮植し、引き取り希望者に提供する制度。	提供本数 8243 本 引取本数 8456 本 (S58～R4 累計)
公園等の自主管理	区と協定を結び、地域で公園・児童遊園の清掃や除草などの作業をするとともに園内の利用者を見守る制度。	約 60 の公園・ 児童遊園

(3) 区民意識

今後、区民アンケート結果を基に掲載

3 課題と方向性

(1) 課題

国・東京都・区の動向、区内の緑・水辺の現状から、特に重要となる5つの課題を抽出しました。

①緑・水辺に関わる国・都の動向への対応

ポイント

- ・かつては人口増加に合わせて不足する緑、公園の量を確保することが重視されてきたが、本格的な人口減少社会の到来を目前にし、都市づくりに関わる政策が大きく転換

課題

持続可能な地域づくりに向け、緑・水辺を守り生かすことが重視されつつあり、これに対応する取組の充実が必要

(グリーンインフラ、Well-being、生物多様性の確保、ネイチャーポジティブ、都市公園・水辺空間の活用、都市農地の保全と活用など)

②緑・水辺の保全と地域特性に応じた緑の創出

ポイント

- ・食料生産の場だけでなく、防災上重要な役割を担う都市農地及び生産緑地地区や短期間では育たない大木である保存樹木が減少
- ・区内の緑の分布は、土地利用や大規模な公園の有無を背景に地区ごとの差が大きく、緑被率がまちの魅力としての緑の満足度にも影響
- ・水元地区における農地の減少は、地区住民も認識
- ・緑化計画のほか、樹木の生長に伴う樹冠の拡大も緑の増加に寄与(区民も、木陰をつくる大きな樹木が増えることを期待)

課題

農地、保存樹木などの保全が必要

地域特性に応じ、身近な場所での緑の創出を進めることが必要(特に、緑被率が低い地区における緑化の推進や、既存の緑の育成が重要)

③区政課題に対応した緑・水辺の確保・活用

ポイント

- ・浸水リスク、地震に対する危険度の高さを踏まえた防災まちづくり
- ・豊かな水辺がもたらす生物多様性の確保、健康長寿、子育て、ゼロエミッション、観光・文化の振興への寄与など

課題

葛飾らしいまちづくりに向け、地域の魅力創出や防災、環境などの様々な課題解決への緑・水辺の活用が必要

④緑・水辺に関する施設の老朽化や樹木の適切な管理

ポイント	課題
・約半数が開園から 40 年を経過している公園をはじめ、水辺の施設の老朽化が進行 ・街路樹、公園樹木等の生育不良や大木化・老木化に伴う様々な課題が顕在化 ・区民意識として、街路樹や公共施設の緑の維持管理の充実、水辺に近づきやすくなるような施設の整備や改修、古くなった公園のリニューアルなど、既存の緑や施設の改良を期待	公園や河川等、施設の老朽化への対応が必要 街路樹や公共施設の植栽の老木化、生育不良などへの適切な対応・管理が必要

⑤少子高齢化、生活スタイルの多様化を踏まえた協働の促進

ポイント	課題
・花いっぱいのもちづくり活動をはじめ、緑や花に関わる区民協働の取組は、葛飾区における大きな成果 ・担い手の高齢化に対応するため、活動継続のための環境づくり、参加者のすそ野を広げていくことが必要 ・区民意識として、協働の必要性は認識しているが、取り組みたいことを具体的にイメージできていない	緑化、公園の自主管理などの担い手の高齢化、区民の意識や生活スタイルの変化を捉えた協働施策の展開が必要 緑・水辺の利用を通じた関心喚起、活動の取組をイメージできる体験機会の創出などが必要

(2) 方向性

① 全体的な方向性

**量的拡大から
地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出による地域らしさ、魅力、安全の向上
を重視する段階への移行**

前計画の策定以降、比較的規模の大きい公園が複数開設したことを背景に、公園の総面積及び区民一人当たりの公園面積は増加しています。また、個々の樹木の生長や、緑化計画による民有地の緑化の誘導の取組などにより、区内全体で緑被面積は増加しました。

一方で、多様な機能を担っている都市農地、短期間では育成できない保存樹木が減少しています。また、地区ごとの緑被率の差は大きく開いています。さらに、緑・水辺の施設の老朽化や樹木の老木化への対策、緑・水辺が持つ機能を地域の様々な課題解決に生かすことなど、量以外の側面について対応の必要性が拡大しています。

このような現状を踏まえ、地域特性に応じた緑・水辺の維持・創出に取り組むことを通じて、地域らしさ、魅力、安全の向上を重視する段階に移行し、必要な施策を講じていくことが重要です。

② 特に重視する点

課題と全体的な方向性を踏まえ、特に次の5点を重視し計画を改定します。

① まちの魅力となる緑の創出・活用

身近な公園をはじめ、区民に身近な緑空間の創出など、まちの魅力向上につながる緑化、活用促進

② 水辺の保全・創出・活用

健康増進や都市の快適性につながる親水空間の整備、かわまちづくりなど水辺の活用促進

③ 防災性向上に寄与する緑・水辺の確保

防災活動拠点となる公園の機能充実、浸水被害軽減につながる緑・水辺の整備

④ 既存ストックの適切な管理・更新と貴重な緑・水辺の保全

公園や河川等、施設の老朽化対策及び植栽の適切な管理・更新、都市農地や保存樹木などの保全

⑤ 緑・水辺を守り育て、活用する担い手の拡大

区民、事業者の支援に加え、NPO・学生など、地域に集う多様な主体との協働の促進

第3章 緑・水辺の将来像と目標

1 将来像

「葛飾区基本構想（令和3年7月）」の将来像、「葛飾区都市計画マスタープラン（令和5年12月）」のまちづくりの基本理念と目標、これからの取組の方向性を踏まえ、本計画においてめざす緑・水辺の将来像を次のように定めます。

みんなではぐくむ 水と緑で つながる かつしか

区民と守り育てた水と緑を未来に引き継ぐとともに、活用の促進により、安全で快適に暮らし続けられるまちをつくり、生活の質やまちの魅力向上につなげていきます。

2 目標

水と緑豊かなまちの実現

緑・水辺の保全、緑化推進や公園整備など、あらゆる取組により、みどり率の向上を図る。

水と緑に関する 区民満足度の向上

緑・水辺の保全・創出・活用に関わる取組の成果として、緑の豊かさや水辺の親しみやすさを実感する区民を増やしていく。

水と緑に関する 利活用の促進

区民が緑・水辺をより利用し、緑・水辺をフィールドとして活動することで生活の質の向上につなげていく。

今後指標、目標値を掲載

3 方針

方針1 地域の魅力を高める緑づくり

公園の整備や管理、道路をはじめとした公共施設の緑化やまちづくりを通じた緑の創出、花いっぱいのまちづくり活動、都市農地の保全・活用などに区民、事業者とともに取り組み、まちの魅力を高めていきます。

方針2 地域の魅力を高める水辺づくり

区の特徴の一つである河川・水辺を区民が親しめる空間とするとともに、区民、事業者、区が協働して活用を促進し、地域のにぎわいを創出します。また、貴重な自然環境として、生きものの生息・生育環境の維持・保全を図ります。

方針3 地域の安全を支える緑・水辺づくり

自然災害に強いまちを支え、防災・減災等の多様な効果を生む緑とオープンスペースを充実させていきます。また、公園や街路樹などの緑と河川空間などの水辺を適切に維持管理し、次世代につないでいきます。

方針4 緑・水辺でつなぐ人づくり

区民をはじめとする多様な担い手による様々な活動により、人のつながりやまちづくりへの主体的な参加につなげていくとともに、良好なコミュニティづくりなどを支える場としての活用を後押ししていきます。

4 緑・水辺の将来イメージと配置方針

(1) 将来イメージ

将来像、目標が実現された 20 年後の理想の緑・水辺とこれを支える人々の活動のイメージは次のとおりです。

今後とりまとめた案を掲載

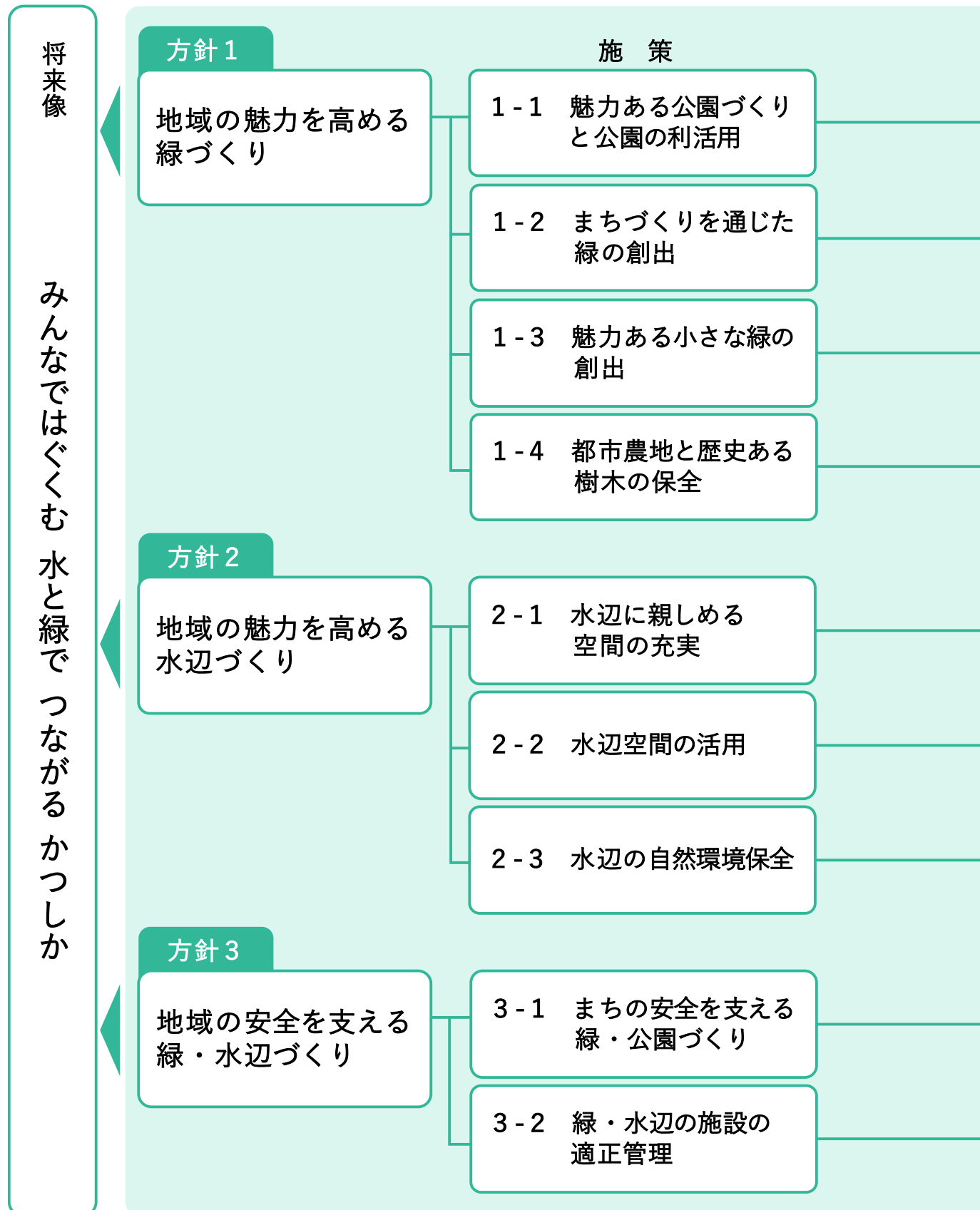
(2) 配置方針

葛飾区都市計画マスタープランに示された「緑と水辺の整備、景観形成方針図」を基本としつつ、区全体の水と緑の骨格と拠点、地域の特性に応じた緑・水辺の保全・創出を進めるための指針となる配置方針を次のように定めます。

今後とりまとめた案を掲載

第4章 緑・水辺に関する施策

1 施策体系



取組の方向性

- 【1】身近な公園の魅力アップ
- 【2】特色ある公園づくり

- 【1】開発、建築における良質な緑の創出
- 【2】公共空間の緑化

- 【1】小さな緑の創出
- 【2】地域ぐるみの緑化の支援

- 【1】都市農地の保全・活用
- 【2】歴史ある樹木の保全

- 【1】河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備

- 【1】中川かわまちづくりの推進
- 【2】水辺空間の活用

- 【1】生物の生息・生育環境の保全

- 【1】防災まちづくりに資する緑・水辺づくり
- 【2】雨水浸透・貯留に資する緑づくり

- 【1】植栽の健全化につながる管理と資源の有効活用
- 【2】施設の適正な管理

方針4

緑・水辺でつなぐ人づくり

施策

4-1 緑・水辺をはぐくむ活動の推進

取組の方向性

- 【1】水と緑の活動の推進
- 【2】活動を支える仕組みづくりと人材育成

施策

4-2 未来の担い手づくり

取組の方向性

- 【1】誰もが主体になれる活動の展開
- 【2】子どもの学びと体験機会の創出

施策

4-3 魅力が伝わる情報発信

取組の方向性

- 【1】多種多様な情報発信
- 【2】緑・水辺に関するデータの蓄積と活用

2 施策

方針1 地域の魅力を高める緑づくり

施策1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用

徒歩圏を考慮した公園の適正配置を進めるとともに、地域住民の意見を取り入れながら、利用者ニーズに応じた魅力ある公園づくり、管理運営、活用を、地域住民をはじめとする様々な主体と連携して進めていきます。

取組の方向性【1】 身近な公園の魅力アップ

区民に身近な公園について、地域特性を踏まえ地域住民の意見を取り入れながら、より質を重視した利用しやすい場としていきます。

取組① 誰もが利用しやすい公園づくり

- 公園等の計画的な改修を通じ、施設、植栽によって個々の公園の特徴を明確にし、魅力を高めていくとともに、利用環境の向上を図ります。
- 多様な利用者に配慮した安全・安心な公園づくりを進めます。

取組② 多様な主体による公園の利活用促進

- 「使われ活きる公園」の実現のため、新たな利用ニーズを掘り起こす実験的な利用の機会を様々な主体と連携して設けていきます。また、その成果をもとに、利活用の手引きを作成するなど、身近な公園の活用を支援、後押ししていきます。
- 区民をはじめ、自治町会やNPO、学生など、多様な主体による地域特性に応じた公園の利活用を促進します。また、ボール遊びのルール検討など、地域住民が主体となった地域のための公園の利用ルールづくりを促進します。

取組③ 徒歩圏を考慮した公園の適正配置

- 公園等が不足する地域においては、新たな適地の確保による公園整備を進めます。
- 大規模な土地利用転換などの機会を捉え、公園等の確保を進めます。
- 小規模公園においては、より使いやすく魅力ある公園としていくため、隣接地の取得による整形化や拡張など、機会を捉えた拡充を進めます。また、公園間の機能分担により、乳幼児が安心して遊べる公園、小・中学生が活発に遊べる公園、豊かな植栽による憩える公園など、個々の役割を明確にした施設更新、改修に取り組みます。

取組の方向性【2】 特色ある公園づくり

比較的規模の大きな公園や広域から人が集まる、特徴的な施設を有するなどの特色ある公園については、地域特性や利用者ニーズに応じた整備、管理運営を図ります。

取組① 特色ある公園の整備、改修

- 公園の整備・改修時には、公園面積や周辺状況などに応じて、インクルーシブな遊び場づくり、木陰をつくる樹木の植栽、キッチンカーやカフェなど飲食ができる場所、子どもが自由な発想で遊びを作り出す冒険遊び場（プレイパーク）など、新たな利用者ニーズに応じていくための施設、空間整備を検討します。
- 水元公園内において区が運営するスポーツ施設（野球場、テニスコート）、金魚展示場、水元かわせみの里を公園管理者と連携して適切に管理し、利用者がスポーツを楽しむ機会、地域の環境や歴史文化を学ぶ機会を提供します。また、水元公園において行われる公園の活性化や魅力向上の取組、防災意識の向上・防災対策の強化に関する取組に協力し、水と緑の拠点としての機能を高めていきます。

取組② 民間活力を生かした公園の整備・管理運営の検討

- 魅力ある公園の整備・管理運営につながる指定管理者制度や設置管理許可制度、Park-PFI 制度など、民間活力を生かすことができる各種制度活用に向け、候補地などを検討します。

施策 1-2 まちづくりを通じた緑の創出

大規模な土地利用転換を伴う開発や集合住宅の建設の機会を捉え、緑・オープンスペース確保の誘導、公共施設や幹線道路の緑化を通じ、緑豊かな街並みの形成、居心地が良く歩きたくなるまちづくりにつなげていきます。

取組の方向性【1】 開発、建築における良質な緑の創出

大規模な土地利用転換を伴う開発や宅地開発、集合住宅や一定規模以上の敷地における建設等に際し、都市開発諸制度や各種制度の運用を通じ、まちの魅力となる緑とオープンスペースの創出を促します。

取組① 市街地整備と連携した緑・オープンスペースの確保・創出

- 市街地開発事業や宅地開発等に際し、地域の環境保全や良好な景観形成、防災機能の向上につながる緑・オープンスペースの確保を誘導します。多くの人が訪れる駅周辺の開発事業などにおいて、緑豊かな街並みを形成していくため、建築物の屋上・壁面の緑化も必要に応じ誘導していきます。
- 地区計画や緑地協定制制度等の都市計画手法を活用し、緑の創出を進めます。

取組② 緑化計画等による質の高い緑の創出

- 一定規模以上の敷地における建築行為等に際し「葛飾区緑の保護と育成に関する条例」に基づき緑化と緑化計画の届出を義務付ける緑化制度の運用を通じて、緑の創出を進めます。
- 緑化制度の運用を通じ緑・水辺が持つ様々な機能を生かすグリーンインフラの取組を促進するため、効果や具体的な方法を示す手引き等の作成と事業者への周知に取り組めます。
- 市街地開発事業、宅地開発に関わる事業者に向け、良質な緑の確保につながる各種認証制度（優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG 認定）、社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）、江戸のみどり登録緑地、自然共生サイトなど）に関する情報を提供し、気候変動、生物多様性、Well-Being の向上などに配慮した緑の創出を促します。
- 水元公園周辺及び江戸川沿いの風致地区では、地区内の土地所有者等に向けて、風致地区制度の目的や歴史、その効果などについて分かりやすく周知し、自然的・歴史的・郷土的特色を後世に伝えるため、緑地や水面等の良好な自然環境に調和した都市環境の保全を図るとともに、必要に応じて調査・検証等を実施し、他の都市計画制度との整合を図りつつ、地域の特性に応じた風致のあり方を検討します。

取組の方向性【2】 公共空間の緑化

公共空間（公共施設、道路）において、緑豊かな街並みの形成につながる緑化に率先して取り組みます。

取組① 公共施設の緑化

- 公共施設の整備や改修時には、緑化計画書制度に基づき緑化に取り組みます。植栽は、在来植物の活用など地域の生態系に配慮するとともに、区道の大半は幅員が狭く、植栽帯を設けることが困難という実情を踏まえ、道路の緑を補い、隣接敷地との連続性や一体感を感じられる魅力的な街並み形成に寄与するよう配慮します。

取組② 緑のネットワーク形成

- 幹線道路においては、幅員や沿道の状況に応じ、樹木の健全化や街並み景観の向上、樹冠の形成などに配慮した樹種を検討し街路樹を植栽します。
- コミュニティ道路や緑道は、水路跡地を地域住民が憩い、集える歩行者優先の道路として整備されたという経緯を踏まえ、街の緑や地域の魅力に寄与するよう、実情に応じた樹冠形成につながる維持管理や改修時の修景整備を進めます。
- 都市計画道路や密集市街地においてポケットパークなどの小広場の整備を行う際は、緑陰の創出や地域住民による利活用につながるよう、周辺状況を踏まえ植栽の検討を行います。

施策 1-3 魅力ある小さな緑の創出

地域の特性に応じ、建物の屋上・壁面の緑化、空き地、住宅や店の軒先など、様々な小さな空間における緑の創出を支援し、緑豊かな街並み形成につなげていきます。

取組の方向性【1】 小さな緑の創出

住宅地、商業地の小さなスペースを活用した緑や花の創出を支援し、緑豊かな街並みの形成につなげていきます。

取組① 民有地における小さな緑の創出支援

- 潤いのある街並み形成や火災の延焼防止などにつながる生垣、ヒートアイランド現象の緩和や省エネ、憩いの場といった機能を持つ屋上緑化や壁面緑化への補助事業により、区民、事業者による緑の創出を支援します。
- 店先や玄関先、窓辺、ベランダなどの小さなスペースを活用した緑の創出の効果や手法、事例などの周知、補助事業の創設検討により、区民、事業者の取組を促進します。
- 現行の緑化計画書制度の対象範囲の見直しも含めた誘導手法について検討し、小規模な宅地における緑化を促進します。

取組② 花いっぱいのもちづくりの推進

- 駅前広場や道路、公園などを緑と花で彩る「花いっぱいのもちづくり活動」においては、活動をより広く進めていくため、地域住民をはじめ、事業者や教育施設との協働につながるイベントや講習会、講座の開催など、担い手への支援等に引き続き取り組みます。
- 花いっぱいのもちづくり推進協議会と協働し、区内外において立体花壇「フラワーメリーゴーランド」や「フラワーキャンバス」の設置を進め、花いっぱいのもちづくりを広げていきます。

取組の方向性【2】 地域ぐるみの緑化の支援

地域住民が協力して緑化に取り組む活動を支援し、緑豊かな街並みを形成していきます。

取組① 緑地協定制度の活用

- 土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域住民が協力して緑化に取り組む「緑地協定制度」（都市緑地法第 45 条、第 54 条）の活用を検討し、地域の環境・景観の向上につながる緑化を推進します。

取組② 地域ぐるみの緑化活動への支援

- オープンガーデン（個人の庭を一般に公開する活動）やご近所同士が一緒に行うガーデニングや緑化など、地域ぐるみで植物を育てる活動を支援する仕組みを検討し、小さな緑や景観形成、活動をきっかけとしたコミュニティの醸成、生きものの生息・生育環境の創出などにつなげていきます。

施策 1-4 都市農地と歴史ある樹木の保全

多様な機能を有する都市農地や良好な都市環境、景観形成につながる樹木・樹林を保全する各種制度の活用により、所有者を支援するとともに地域住民が農や樹木・樹林にふれあう機会の創出などを通じて保全の機運を高めていきます。

取組の方向性【1】 都市農地の保全・活用

農地の保全・活用と、区民が農とふれあう環境づくりを通じて農のある風景を継承していきます。

取組① 各種制度を活用した農地保全

- 生産緑地地区の指定、生産緑地地区の特定生産緑地への移行の働きかけを継続し、都市農地の保全を進めます。
- 都市農地貸借法に基づく生産緑地の貸借制度及び関連する東京都の奨励金制度などについて、農地所有者への情報提供を進め、生産緑地の維持や有効活用を促進します。
- 葛飾区の特徴の一つである、農のある風景を維持していくため、農地や屋敷林などが比較的まともに残る地区において、「農の風景育成地区制度」の活用を検討し、地域のまちづくりと連携しながら農地の保全・活用に取り組みます。
- 農福連携について、関係者等と情報共有を図るとともに、他自治体の事例も参考にしながら研究を進めます。

取組② 区民が農とふれあう環境づくり

- 土に親しみ、収穫の喜びを体験することを通じて、都市農地の大切さへの理解を醸成していくため、区民農園や体験農園、ふれあいレクリエーション農園の運営に取り組みます。
- 教育施設との連携による農業体験や食育の場、機会を提供する学校農園活動などを通じて、子どもが農とふれあう体験の場づくりを進めます。

取組の方向性【2】 歴史ある樹木の保全

長い年月をかけ育まれ継承された、大木や寺社林・屋敷林などのまとまった緑について、各種制度を活用して保全を図るとともに、これら緑の保全への地域住民の理解・機運を醸成していきます。

取組① 法や条例に基づく樹木・樹林の保全

- 民有地の緑を守るため、大きな樹木やまとまった面積をもつ樹林の所有者に対し、保存樹木・樹林の指定を働きかけるとともに、維持費の一部補助などの支援を行います。
- 保存樹木や保存樹林の新たな指定につながる手法として、指定基準や補助金の見直しなどを検討します。
- まとまった面積をもつ樹林を保全していくため、より担保性の高い緑の保全制度である、特別緑地保全地区をはじめとする都市緑地法の諸制度の活用を検討します。

取組② 樹木・樹林の保全を支える機運の醸成

- 樹木・樹林がもたらす様々な恩恵への理解を深め、地域で守り支える機運を醸成していくため、落ち葉清掃ボランティアなど、区民参加により樹木・樹林の保全を支援する取組を進めるとともに、落ち葉の堆肥化などにより資源の有効活用に努めます。
- 植栽の管理により生じた枝葉などについては、資源としての有効活用に取り組みます。

方針2 地域の魅力を高める水辺づくり

施策2-1 水辺に親しめる空間の充実

水辺において快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進めるとともに、水辺空間を活用する人々の快適性や利便性の向上につながる環境づくりに取り組みます。

取組の方向性【1】 河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備

治水や河川環境との調和に配慮しながら、川沿いの散策路や親水テラスの整備により、水辺を快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進めます。

水辺の活用促進に向け、レクリエーション活動の拠点としての機能向上、快適性や利便性に資する施設等の充実を図ります。

取組① 散策やジョギング、サイクリングを楽しめる空間の創出

- 区内の河川においては、河川管理者や河川沿いでのもちづくり等と連携し、堤防や河川沿いの道路を利用して、散策路やサイクリングロード、木陰による日陰確保、休憩場所などの快適性や利便性の向上に資する施設等を整備し、散策やジョギング、サイクリングを楽しめる空間の創出に取り組みます。

取組② レクリエーション活動の拠点機能の充実

- 河川や水辺と一体的な空間となる公園等においては、地域住民の意見を取り入れながら、散歩や運動、スポーツ、釣り、ピクニック、ボートやカヌーなど、水辺や水上の空間を生かした様々なレクリエーション活動の拠点としての機能の充実を図ります。

取組③ 施設改修に合わせた利用環境整備

- 護岸整備や施設の老朽化対策に合わせ、治水や河川環境との調和に配慮しながら、散策、休憩、サイクリング等に利用できる環境整備を進めます。

施策 2-2 水辺空間の活用

まちと川が一体となったまちづくり「中川かわまちづくり」をはじめ、賑わい創出や、人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動としての活用を促進します。

取組の方向性【1】 中川かわまちづくりの推進

水辺の回遊性向上につながる施設整備、産官学・官民連携による河川空間の活用を進めます。

取組① 水辺の散策路等の整備

- 高砂橋から上流の国が管理する中川において、河川・水辺空間の賑わい創出を図るため、国が行う水辺の散策路などの整備に加え、飲食などを楽しめる拠点の整備、災害時だけでなく舟運などにも活用できる船着場や河川・水辺空間までの動線整備など、身近に感じることができる水辺空間の整備を進めます。

取組② 河川空間を生かした賑わい創出

- 各地区の地域団体等と連携し、中川を身近に感じてくつろぎ親しむ疑似体験イベント等を継続的に開催することで、河川・水辺空間を活用した地域活動の機運醸成を図りつつ、賑わい創出に向けた検討を進めます。

取組の方向性【2】 水辺空間の活用

人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動としての活用を促進するため、利用ニーズや担い手の発掘につながる取組の試行、活動の支援を進めます。

取組① 水辺空間・船着場の実験的活用の推進

- 水辺空間及び船着場は、レクリエーション活動や舟運、観光など幅広い活用方法に寄与するよう、新たな利用ニーズや利活用の担い手づくりにつながる実験的な利用の機会を様々な主体と連携して創出していきます。

取組② 水辺空間・船着場を活用する活動の支援

- 河川管理者と連携し、河川空間のオープン化の仕組みを活用することで水辺空間の多様な利活用を進めます。
- 船着場は、災害時の利用に限らず平常時の利用を図るため、位置や形状、利用時間、利用条件などの情報公開、活用ルールの検討に取り組み、舟運や水上レクリエーションでの利用につながる船着場の活用を促進してきます。

施策 2-3 水辺の自然環境保全

自然保護区域や自然再生区域などの自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全に配慮した水辺空間の整備、管理を行います。

取組の方向性【1】 生物の生息・生育環境の保全

生物の生息・生育の拠点となっている水辺空間の保全、水環境の改善を進めます。

取組① 自然保護区域、自然再生区域の保全

- 自然環境の保護と回復を目的に区が指定した「自然保護区域」（2 か所）、「自然再生区域」（6 か所）について、保全または復元された自然の状態を良好に保全するため、清掃、植生などの管理を行います。また、自然の復元や生きものなどの生息状況を定期的に調査し、保全・維持活動に生かしていきます。

取組② 水元小合溜の生態系の回復と良好な水環境の改善

- 平成元（1989）年度から進めてきた水質浄化対策事業「カムバックかわせみ作戦」により一定の水質の改善が図られましたが、近年、ヒシ類等の大量発生といった新たな問題や施設の経年劣化に伴う今後の維持管理費用の増大が懸念されています。
- これらの課題の解決に向け、水循環システムの改修、既存の浄化施設の有効活用、多様な水生生物の保全を目的としたヒシ類の刈取りなどの管理、水質や水生生物のモニタリング、住民や環境団体と協力した植生の刈取りや外来種駆除などの活動を進めます。

取組③ 大場川の堤防強化や生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全

- 自然保護区域の一つである大場川の中州は、ヨシ・オギ・ガマ等を主とした河川敷本来の植生が繁茂した自然植生群落が形成されており、野鳥の採餌、休息、越冬の場所や営巣地として貴重な役割を果たしています。
- 「利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画（東京都管理区間）」に基づき、堤防の強化を図るとともに、生物生息空間の確保、豊かな自然環境が現存している中州と、そこに発達しているヨシ原等の自然植生群落の保全を進めます。

方針3 地域の安全を支える緑・水辺づくり

施策3-1 まちの安全を支える緑・公園づくり

街づくりや公園整備の機会などを捉え、災害時における地域の応急活動拠点としての公園の機能拡充、浸水被害軽減に資する緑・水辺の確保を進めます。

取組の方向性【1】 防災まちづくりに資する緑・水辺づくり

地震や水害に対する防災・減災を支える機能を有する緑・公園の確保、機能拡充を進めます。

取組① 防災性に配慮したオープンスペースの確保と公園の機能拡充

- 震災への対応として、災害時に一時的に避難できる公園・小広場の確保、延焼防止や避難スペースなどの役割を担う都市農地の保全を進めます。
- 自治町会の応急活動の拠点、在宅避難者への支援の場となる防災活動拠点の配置方針を検討します。
- 防災活動拠点への防災資器材倉庫や防火用貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ、かまど兼用ベンチ等の整備を進めます。
- 水害対策等の観点から、街づくり事業や公共公益施設の改修等にあわせた公園の整備、改修時に、立体都市公園制度の活用を検討します。
- 防災活動拠点や都市計画道路、小広場の整備においては、延焼防止効果を高める植栽を検討します。
- 災害発生時の避難スペースとして活用する防災協力農地の保全に努めます。
- 災害時に農地が地域の防災に果たす役割の周知を行うことで防災協力農地の定着を進めます。

取組② 水辺の公園における防災機能向上

- 河川や水辺と一体的な空間となる公園において、災害時の避難場所や河川を利用した支援物資の集配など防災活動の拠点としての機能の充実を図ります。
- スーパー堤防整備の機会を捉えた街づくりにより、親水性と防災性を兼ね備えた水辺空間の整備を進めます。
- 防災船着場の運用方針、今後の配置などについて検討を進めます。

取組の方向性【2】 雨水貯留・浸透に資する緑づくり

公園、公共施設の整備・改修、民間施設の整備などあらゆる機会を捉え、雨水を一時貯留できる緑の空間（あまみずグリーンインフラ）を増やしていきます。

取組① 公共施設における雨水貯留・浸透設備の設置

- 区内における雨水浸透施設の配置などを計画するため、地形・土壌の浸透能力、地下水位などのデータを基に必用な施設の規模や適地を検討します。
- 公園、公共施設の新設・改修の機会を捉え、雨水の一時貯留につながる雨庭などグリーンインフラとなる施設の整備、地下部への雨水貯留施設の整備を検討します。

取組② 民間施設における雨水貯留・浸透設備の設置促進

- 都市開発に際しては、雨庭の設置や緑地の整備等を誘導します。
- 葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例、宅地開発指導要綱に基づき、集合住宅、宅地開発における雨水流出抑制施設の設置、雨水利用を指導します。
- 緑化と雨水貯留施設整備への一体的な補助事業を検討し、住宅や事業所における取組を促します。

施策 3-2 緑・水辺の施設の適正管理

緑・水辺を安全に利用できる環境を維持するため、施設の長寿命化、老朽化した施設の更新を計画的に進めます。また、街路樹や公園樹木をはじめとした公共施設における樹木について、安全を確保しつつ健全に育成していくための維持管理、更新を計画的に進めていきます。

施設、植栽の維持管理を適切かつ効率的に進めていくため、管理情報のデジタル化など D X を推進します。

取組の方向性【1】 植栽の健全化につながる管理と資源の有効活用

安全の確保を前提に、生活環境や街・施設の魅力を向上するため、計画的な更新や中長期的な視点に立った適切な管理に取り組み、周辺状況に合わせた緑陰の確保、利用者等の満足度につながる健全で豊かな緑を育成します。

取組① 植栽の育成・管理・更新

- 葛飾区街路樹管理計画等に基づき、道路の安全性・快適性の維持、地域の魅力や価値の向上につながる街路樹の適切な管理、更新を進めます。
- 公園、公共施設において、樹勢の衰えが見られる大木、や老木化したサクラ類など安全上注意を要する樹木を対象に、定期的な診断・評価の実施、再生・更新計画の作成を検討します。
- 安全性を維持しつつ、樹木を健全に育て、公園の魅力や利用環境を向上していくため、公園、公共施設の樹木の管理に関する指針や点検マニュアルを作成し、適切な管理を行います。
- 区の花であるハナショウブは、葛飾区の PR につながるよう、良好な状態を維持するための管理計画の検討や活用に取り組みます。
- 植栽の整備、維持管理に際しては、在来種の活用、草地や水辺における生物の生息・生育に配慮した草刈り頻度の調整や意図的な刈り残し、刈草の残置などに取り組み、地域の生物多様性の向上につなげていきます。

取組② 資源の有効活用

- 植栽の管理により生じた枝葉などについては、資源としての有効活用に取り組みます。

取組の方向性【2】 施設の適正な管理

安全の確保と業務の効率化を両立させるため、施設管理・長寿命化に関する計画に基づき維持管理・更新を行うとともに、D Xを推進します。

取組① 施設の維持・再生

- 限られた財源の中で施設の安全性を確保するとともに、利用者が楽しめる公園づくりを進めるため、利用圏域を考慮した公園機能の適正配置を検討します。また、葛飾区公園・河川等総合管理計画に基づき、施設の計画的な更新と長寿命化を進めます。
- 区が管理する準用河川について、適正かつ効率的な河川及び河川管理施設の維持管理を進めるため、施設保全に関する検討を進めます。

取組② 維持管理に関するD Xの推進

- 維持管理を効率的に進めるため、公園施設や公園・道路の植栽に関する既存資料のデジタル化を進めるとともに、施設の修繕や改修、樹木の伐採、更新など維持管理に伴う変更を反映するデータの更新を適切に行います。
- 日常の維持管理で確認された異状、利用者等から寄せられる意見・要望、これらへの対応状況などをリアルタイムで記録、共有し、管理・点検業務の効率化につながるシステム構築を検討します。

方針4 緑・水辺でつなぐ人づくり

施策4-1 緑・水辺をはぐくむ活動の推進

花いっぱいのまちづくり活動や公園等の自主管理など区民の活動をより広めるとともに、ライフステージや環境の変化など、担い手の状況に合わせた活動の継続を後押しする支援を充実させます。

取組の方向性【1】 水と緑の活動の推進

培ってきた緑、花、公園に関わる協働の取組を継続、活性化します。

取組① 花いっぱいのまちづくりの推進

→施策1-3 魅力ある小さな緑の創出

取組の方向性【1】 小さな緑の創出

取組② 花いっぱいのまちづくりの推進 参照

取組② 緑化、公園の自主管理等の活動推進

- 水と緑に関する活動への参加を促進するため、緑化推進協力員、公園等の自主管理等の活動を広く知らせる情報発信に取り組みます。
- 緑化推進協力員のスキルアップ支援や緑化活動への協力を求める区民・事業者等とのマッチングなど、活動の充実に向けた支援、仕組みづくりを検討します。
- 公園等の自主管理活動への参加の呼びかけを継続します。また、参加団体の意向に応じて、公園の活用、マナー啓発、ルールづくりなど、より発展的な活動を展開できる仕組みを検討します。

取組③ 水辺空間・船着場を活用する活動の支援

→施策2-2 水辺空間の活用

取組の方向性【2】 水辺空間の活用

取組② 水辺空間・船着場を活用する活動の支援 参照

取組④ 活動団体の情報共有・交流の促進

- 地域の緑化推進への貢献を称え、感謝の意を表すため、功績のあった活動への顕彰を行います。
- 交流会や見学会など、活動団体間での取組やノウハウの共有、協力関係構築のきっかけをつくることで活動の活性化を図ります。

取組の方向性【2】 活動を支える仕組みづくりと人材育成

活動を支える仕組みの充実、新たな担い手の発掘につながる体験機会の創出や人材育成を進めます。

取組① 活動を支える仕組みづくり

- 緑化、公園の自主管理等の活動支援のため花苗や資材提供などを行うサポーター制度の構築を検討します。
- 水と緑をフィールドに行うイベントや活動のニーズ、課題を丁寧に拾い集め、実現、解決を支援するコーディネーターとなる中間支援組織との連携、相談窓口の設置などを検討します。
- 活動を支援する財源（緑化基金の創設、ふるさと納税の活用等）を検討します。
- 活動団体からの報告や各種手続き等におけるスマートフォンアプリの活用など、活動団体と区のコミュニケーションを円滑にするDXの推進を検討します。
- 活動に参加することでポイントが獲得できるなど、参加の動機付けにつながる仕組みを検討します。

取組② 担い手の育成

- 新たな担い手を発掘するため、緑化や公園の自主管理、水辺の活用などの活動を気軽に体験できる機会を創出します。
- ボランティア活動の運営に必要なノウハウや緑化、水辺の活用に関する知識や技術などを学ぶボランティア育成講座を開設し、担い手となる人材を育成します。

施策4-2 未来の担い手づくり

事業者をはじめ、教育や福祉などあらゆる主体や事業との連携により緑・水辺を活用した人のつながり、まちづくりへの積極的な参加を緑・水辺から広げていきます。

子どもや若者が水や緑に関わる機会を提供することで未来の担い手づくりにつなげます。

取組の方向性【1】 誰もが主体になれる活動の展開

緑・水辺の活用につながる事業者との協働、健康・子育て・福祉など様々な分野の区民活動・事業との連携、ニーズの掘り起こしを進めます。

取組① 他分野の事業との連携

- 公園を活用した健康づくりや運動の機会づくりを健康、福祉、スポーツ分野と連携して進めます。
- 子どもの遊びや子育て支援活動による公園活用（プレイリーダーなど）について、子育て分野と連携して推進します。
- 年齢や障害の有無に関わらず植物とふれあう園芸福祉活動や、障害を持つ方の園芸療法につながる緑化活動など、福祉分野と連携した取組を検討します。

取組② 新しい活動の掘り起こし

- 新しい活動を掘り起こし育てていくため、区民、事業者、地域の団体等から、緑・水辺での活動の提案を受け、関係部署が連携して実現を支援する仕組みを構築します。
- 公益性の確保を前提に、民間によるイベント開催、キッチンカーの出店など、利用や活動を展開しやすくするための制度を検討します。
- 緑・水辺の新たな利用ニーズや利活用の担い手づくりにつながる実験的な利用の機会を様々な主体と連携して創出します。

取組の方向性【2】 子どもの学びと体験機会の創出

様々な主体と協力し、子どもの緑・水辺にふれあう機会や学び・活動参加につながる機会を創出していきます。

取組① 緑の体験機会の創出

- 子どもと保護者、保育者を対象に、緑・水辺の利活用や植物の育成などを体験する講座を開催します。
- 子どもが日常的に緑にふれあう機会を広げていくため、教育施設などが取り組む花壇整備、ビオトープづくり、屋上や壁面の緑化、園庭・校庭の芝生化などの緑化整備

を支援します。

取組② 環境学習、学校との連携

- 身近な緑・水辺で植物や昆虫、魚などのいきものを観察する体験学習を開催します。
- 教育施設との連携による農業体験や食育の場、機会を提供する学校農園活動などを通じて、子どもが農とふれあう体験づくりを進めます。

施策4-3 魅力が伝わる情報発信

緑・水辺に関心を持つきっかけとなるよう、多様な担い手と協力し情報発信を行います。
緑・水辺に関する基礎的な調査の継続により、区の実践に生かすとともに情報発信や様々な活動に活用されるよう、結果を広く公表、提供していきます。

取組の方向性【1】 多種多様な情報発信

様々な媒体やメディアと連携し、身近な緑・水辺や活動について関心を持つきっかけとなる情報を積極的に発信します。

取組① 緑・水辺を知る・楽しむきっかけを生む情報発信

- 身近な緑・水辺を利用するきっかけづくりの一つとして、子育て世代向けに、遊具やおむつ替えのできる施設、親子で参加できるイベント情報などの発信を進めます。
- 「公園の開花情報」「おすすめフォトスポット」など、利用者をはじめ区民参加で緑・水辺の魅力を集め、発信する取組を進めます。
- 水辺を楽しむスポット、水辺のフォトスポット等、水辺の楽しさを伝える情報発信を進めます。

取組② 緑・水辺に関わる活動の情報発信

- 緑・水辺に関わる活動を知ってもらい、参加につなげていくため、緑・水辺をはぐくむ活動の担い手や場所、内容などの情報を発信します。
- 発信力のある地域のメディア（FM、ミニコミ誌、企業等）と連携して、緑・水辺に関わる活動をはじめ、イベント、季節の話題などの情報発信を進めます。

取組の方向性【2】 緑・水辺に関するデータの蓄積と活用

緑被率・みどり率、緑・水辺に関する区民満足度や意識等の基礎的な調査を継続し、データの蓄積・公表、施策・取組への反映を進めます。

取組① 基礎的なデータの把握と活用

- 緑の分布状況、緑被率、樹木被覆率等を定期的に把握し、緑化施策の検証、樹木の保全や維持管理、歩行空間や公園などにおける緑陰形成の取組などの基礎資料として活用するため、緑被率・みどり率調査を継続します。
- 各調査結果を公表するとともに、施策・取組のP D C Aに活用します。

取組② 区民参加型の情報収集

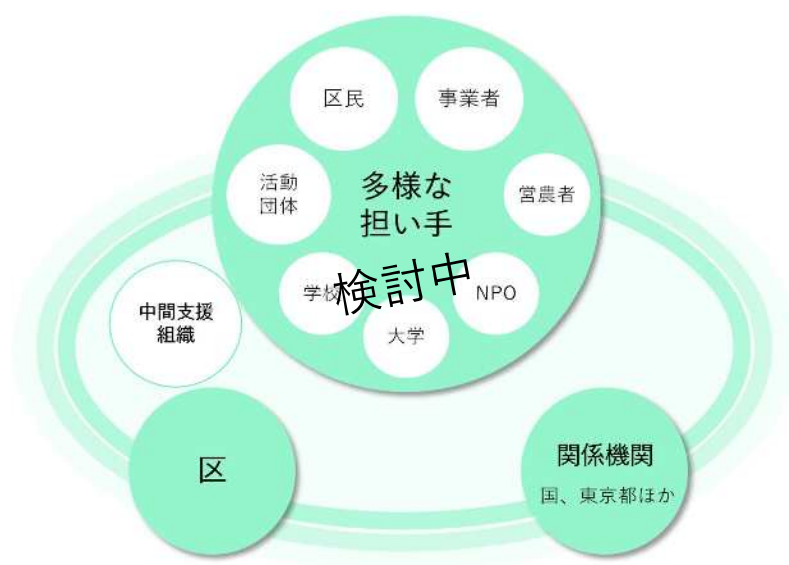
- 身近な緑・水辺への関心を高めると同時に、今後の施策・取組に活用できる様々なデータを蓄積していくため、スマートフォンやタブレット端末を活用した区民参加型の緑・水辺に関する調査などを企画、実施します。

第5章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

本計画に沿って、区民、事業者、活動団体をはじめとして様々な主体と連携し、緑・水辺の保全、創出、活用につながる取組を進めていきます。

区民、事業者、活動団体といった担い手と、取組の所管課や関係機関、中間支援組織等が連携・協働する体制をつくり、取組を進めます。



2 進行管理

本計画に掲げる目標に対し、緑・水辺を保全、創出、活用につながる取組の成果が現れるまでには一定の期間を要します。

このため、20年の計画期間を踏まえ、おおむね10年後にあたる令和17（2035）年度を目途に中間検証を行います。

中間検証では目標に対する進捗状況の確認・評価を実施し、社会経済状況の変化、上位計画の動向等も踏まえ、中間見直しの必要性を検討します。

